

富山県深層水協議会ブランドマーク使用要綱

富山県深層水協議会

(目的)

第1条 この要綱は、富山湾の海洋深層水を用いた優良な商品・サービス等（以下「商品等」という。）に対し、富山県から富山県深層水協議会に管理を委託されたブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）を付与し、商品等を選択する際の消費者の利便性を高め、その普及と需要拡大を促進し、もって富山県の深層水産業の振興に資することを目的とする。

(商標登録の範囲)

第2条 富山県が保有する商標権（商標登録第 4507087 号、商標登録第 5450237 号）のブランドマークの類別、指定商品は、別表のとおりとする。

(使用許諾)

第3条 ブランドマークの使用許諾を希望する者は、富山県深層水協議会ブランドマーク使用申請書（様式第1号）に必要事項を記載して、富山県深層水協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 富山県は、前項の申請が、次条に定める基準に適合すると会長が認めるときは、ブランドマークの使用を許諾するものとする。この場合において、会長は、必要に応じて、現地調査を行うものとする。

3 許諾を受けた内容の変更を求める者は、申請事項変更届出書（様式第2号）に必要事項を記載して、会長に提出するものとする。

4 使用を更新、又は終了する者は、使用更新・終了届出書（様式第3号）に必要事項を記載して、会長に提出するものとする。

5 会長は、許諾の可否を決定した場合は、速やかに富山県及び申請者に通知するものとする。

6 富山県は、第2項の許諾にあたっては、必要に応じて条件を付与することができる。

(許諾基準)

第4条 許諾基準は、次のとおりとする。

(1) 富山県又は県内の市町村等が管理する深層水取水施設から適正に分水を受け、その深層水を用いて製造された商品等であること。

(2) 富山県深層水協議会の正・準会員または特別会員であること。

(3) 富山湾の深層水を用いた優良な商品等であること。

① 商品等の種類に応じ、適切な量の富山湾の深層水を使用していること。

② 商品等の品質管理が徹底しているなど、衛生面、安全面に十分な配慮がなされていること。

③ 表示・広告等が、消費者に誤解を与えるものでないこと。

④ 公序良俗に反する商品等でないこと。

(4) その他、富山湾の深層水の信頼性を損なうおそれのない商品等であること。

(有効期間)

第5条 許諾の有効期間は、許諾した日の翌日から起算して3年間とし、その後更新を希望する場合は、有効期間が満了する30日前までに第3条第4項の手続きをとるものとする。

(使用料)

第6条 新規に許諾を受けた者は、別に定める使用料を第3条の規定による許諾があった日の翌日から起算して30日以内に、会長が指定する金融機関の口座に振り込まなければならない。

(使用許諾の取消)

第7条 許諾を受けた者が、次の各号に該当することとなったときは、富山県は、その使用許諾を取り消すことができる。

- ① この要綱の規定又は許諾の内容に違反した場合
- ② 第4条に規定する許諾基準に該当しなくなった場合
- ③ その他、不適切な行為があった場合

2 会長は、前項の規定により使用許諾を取り消した場合であつて、必要と認めるときは、取り消された者の名称その他の事項を公表することができる。

(委員会)

第8条 会長は、この要綱に基づく申請の審査、その他許諾に関し、特に必要と認める事項について調査審議するため、委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

3 会長は、必要に応じて、委員会の意見を聞くものとする。

4 委員会は、許諾を受けた者が第7条第1項各号の規定に該当することとなつたと認めるときは、富山県及び会長に対し当該使用許諾の取り消しを勧告することができる。

(使用方法等)

第9条 ブランドマークの使用方法は、会長が別に定める。

(報告の徴収等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、許諾を受けた者に対し、ブランドマークの使用状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第11条 許諾を受けた者は、許諾に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ富山県の承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第12条 会長及び委員会の委員は、この要綱の運営上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償等)

第13条 許諾を受けた者が、その責めによりブランドマークの信頼を損なうこととなった場合は、富山県は、その損害に相当する金額の賠償請求及び当該商品等の回収を求めることができる。

2 商品等の品質、流通、販売及びブランドマークの使用において事故等が生じたときは、許諾を受けた者がその責任を負うものとする。なお、当該事故等の内容については、早急に会長に報告するものとする。

(細則)

第14条 この要綱の規定に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。